

平成 23 年 11 月 16 日  
総 務 省

## 原発避難者特例法に基づく特例事務の告示について

## 1. 特例事務の告示

原発避難者特例法に基づき、指定市町村・指定県が自ら処理することが困難な事務として、以下の事務が総務大臣に届け出られたことから、これらの事務を告示。

## 【医療・福祉関係】 8 法律 166 事務

\* 事務数は事務の根拠となる法律又は政令の条項数によるもの。

- ・ 要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・ 介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・ 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・ 保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・ 予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・ 児童扶養手当に関する事務\*（児童扶養手当法）
- ・ 特別児童扶養手当等に関する事務\*（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・ 乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・ 障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

## 【教育関係】 2 法律 53 事務

- ・ 児童生徒の就学等に関する事務\*（学校教育法、学校保健安全法）
- ・ 義務教育段階の就学援助に関する事務\*（学校教育法、学校保健安全法）

上記の事務については、指定市町村・指定県・関係各省と調整した結果、避難元団体での事務処理が困難であるものとして、全ての指定市町村から届け出られた。また、※が付された事務については指定県からも届け出られた。

指定県	福島県
指定市町村	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

## 2. スケジュール

平成 23 年 11 月 15 日 特例事務の告示  
⇒避難先団体への事務の引継ぎ等の準備

平成 24 年 1 月 1 日 特例事務の告示の施行  
⇒避難場所等の通知を経て避難先団体から避難住民に対し特例事務に係る行政サービスを提供